

（午前11時15分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、1番 岡本君。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）皆さま、おはようございます。令和クラブ、岡本安弘でございます。どうかよろしく願いいたします。

今回の質問は、建設業者にも経営支援をしておりますが、単なる一過性のばらまきではなく、大きなくりにおいて支援策となるよう、質問をさせていただきます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

1、市内建設業者の災害協力体制について。

9月1日は防災の日、そして、9月全体は防災月間です。平成7年の阪神・淡路大震災を起点とし、関西圏の防災協力体制が広がり、平成23年の東日本大震災以降は、より多くの企業が災害協定等により本市と協力体制を結んでいただいていると思います。

そこで、お伺いいたします。新市発足以降または平成23年以降で、本市と防災応援協力体制を締結した件数と台風などで実際に活動していただいた件数、また、そのうち建設業者の件数をお答えください。

2、建設業における物価、人件費高騰の影響について。

新型コロナウイルス感染症、ウクライナ危機による原油価格高騰に伴う物価高騰については、市内中小企業の経営状況にも大きく影響しています。特に、市内の中小建設業者においては、燃料費や資材費の高騰と最低賃金

の見直しにより経営が困窮している状況である。

そこで、お伺いいたします。当局として、現状をどのように把握していますか。

3、建設業者支援策の整備及び、令和5年度予算における物価高騰を見越した十分な予算措置について。

地元建設業者は災害だけでなく平時の維持管理業務等にも協力していただいています。そうしたことから、本市のような、地理的条件が悪く災害も多い自治体にとって重要なパートナーであると考えられる。

そこで、お伺いいたします。本市では商工業者にはクーポン券などの支援が行われていますが、建設業者にも経営支援策を検討することはできないか。

また、土木、建設などの公共工事においては物価高騰の影響も大いに懸念されるため、次年度予算編成の際、資機材の高騰や輸送コストの上昇に対し、請負金額への上乗せを積極的に対応していただきたい。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君の質問項目1、市内建設業者の災害協力体制に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（廣畑 浩君）登壇〕

○危機管理監（廣畑 浩君）市内建設業者の災害協力体制についてお答えします。

まず、災害時に積極的な協力が得られ、効果的な応急対策活動が実施できるよう、民間企業や団体などと締結している協定数は59で、その中で橋本市建設協会と災害時における応

急復旧応援に関する協定書を結んでいます。

また、個別の事業所に登録いただいている橋本市防災協力事業所登録制度に登録いただいている事業所数は34で、そのうち土木建設業等の事業所は30となっております。

次に、活動件数については、建設業以外の実質的な活動実績はなく、建設業における具体的な活動件数の把握も困難ですが、台風による影響が予測されるときには、市内建設業者に加え、橋本市建設協会へ事前に連絡を行い、連絡を密にし、緊急時には早急な対応ができる体制を取っていただいております。職員での応急対応が困難になった場合、応急対策活動にあたっております。

例えば、平成29年台風21号の際は、橋本市建設協会の方が市役所で待機してくださり、倒木伐採や崩土撤去など、迅速に対応していただきました。さらに、浸水被害対策として平成30年7月に納車した排水ポンプ車の運用に関しては橋本市建設協会に委託しており、現在まで2度の現場出動と3度の事業所待機をしていただいております。

このように、災害時に多くの市内建設業者の協力により素早い災害対応が可能となっており、今後もさらに連携を強め、災害対策に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君、再質問ありますか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

まず、壇上からのご答弁にありました橋本市建設協会の会員事業所は、何社あるか分かりますか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）協会の会員数等につきましては、今年度は38事業所と報告を頂戴しております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

それと、答弁によると、橋本市防災協力事業所登録制度に登録している土木建設業者の事業所数は30ということですが、橋本市建設協会の会員事業者とは重複していませんか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）会員登録いただいている38事業所のうち七つの事業所が、防災協力事業所としても重複して登録いただいております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）7社が重複していると。登録している土木建設業の橋本市建設協会の協会員になっていない事業所は、そうしたら23社ということになりますね。

ここで言いたいことは、災害時、緊急に応援要請を行う際なんですけれども、橋本市建設協会においては、ご自身が作成している会員への緊急連絡網を通じて早急な対応を可能にしているわけなんですけれども、一方、橋本市防災協力事業所登録制度に登録しておられる土木建設業者23社に対しては、市が直接協力要請をすることになると思うんですけれども、具体的にはどのような手法で要請されますか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）災害の規模にもよるんですが、少数の災害発生時には、まず単価契約の業者へ連絡を取って行きます。被害が増えて単価契約の業者のみでは処理できないと判断される場合は、被災現場付近の業者への電話による個別連絡を行う場合や、橋本市建設協会の会長へ直接連絡を行って、協会業者への連絡及び割り振りを行っていただくなど、迅速な対応を取っていただいております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）どうも、ありがとうございます。

今、建設部長がお答えいただいたわけなんですけど、危機管理監、それでよろしいですか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）はい。建設部長の答弁のとおりでございます。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

災害においては時間と勝負の中でありますけれども、23の協力事業所への依頼というのが、やはりちょっと、直接電話をするということなので現実的なものではないのかなというふうに個人的に思うわけなんですけれども、その点、橋本市建設協会の対応というのはやっぱり組織的で実効性のあるものであって、現状、橋本市においても、やはり橋本市建設協会に頼っているというふうなところを實際感じているところでございます。

それでは、また再質問なんですけれども、これからも建設協会が中心となって対応していただく、また、協力いただけるということであれば、市にとっては、市民にとってもそうですけれども、大きくプラスとを感じるわけなんですけれども、その点はどのように考えておられるのか、危機管理監または建設部長、お答えください。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）おただしのとおりでございます、非常にありがたい、感謝するしかない、そういった考え方を持っておる次第でございます。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがたい、心強いというお答えかなと思うんですけど、建設部長も今の危機管理監のご答弁でよろしいですか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）建設業者の方には災害時、最前線に立って、地域社会の安全安心の確保に向けて、地域を担う立場として活躍していただいておりますので、今後も迅速な応援をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。行政にとってもそうですし、市民の方にとっても、地元の建設業者というのは大変心強い、ありがたい存在であるということかなというふうに認識させていただいております。

それでは再質問なんですけれども、壇上答弁の中で、今後もさらに連携を強めとのことではありますが、連携を強めるとは具体的にはどのようなことを考えておられますか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）残念なことに仮に被災した場合の対応なんですけれども、市としましたら、やっぱりいち早く正確に現場の情報を入手したいというふうに考えております。

本市では現在、スマートフォンのアプリを使って、被災した現場の写真であったり映像、あるいは位置情報というようなものを市民の方から提供いただけるような仕組みができないかということで取り組んでおる次第でございます。

こういった取組につきまして、まずは橋本市建設協会にご相談しましたところ、快くご賛同いただき、大変感謝しておるところでございます。今年から協会との間で共有できるモバイル端末のアプリを使っておいて、そういった使い方の勉強会であったりとかというようなこと取組も始めておるところでございます。

こうした平常時からの取組を通じまして連

携を強めまして、災害時の対応につきまして、迅速な対応に連携を強めて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。今お答えいただいたように、位置情報をしっかりと共有できるということで、モバイル端末アプリの勉強会を建設協会のほうともやっていただいているということでもあります。

そのほかにも、やはり防災訓練の参加をしていただいと、そういったもろもろの勉強会というのもしっかり開催していただいと、さらに連携を強めていただきたいというふうに思っております。

そんな中で、災害時などの有事の際に多くの市内建設業者等の協力を今後も得るためには、本質的なところで、危機管理監としては何が大事であると考えられますか。

○議長（小林 弘君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）先ほどからの答弁でも申しましたけれども、建設協会と市との間での信頼関係ということがやっぱり一番重要ではないかなというふうに思っております。災害というのはいつ起こるか分かりませんし、風水害の場合でしたらある程度、事前に予測もできる部分もございますけれども、いざとなりましたら、建設業に携わる方々のまた命もやっぱり、リスクも当然伴うものでございます。

そういった点も十分、市としては理解した上でお願いをし、協力体制を築いていくということ、そういった点が一番重要ではないかなというふうに考えます。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

危機管理監のお答えを頂いたわけなんですけど、私も同じ意見でありまして、やはり日

頃からの市内建設業者の方との信頼関係をしっかりと構築しておくということが大切であるというふうに私も考えております。

本来その信頼関係に立った上で災害協定に基づく協力が実行されるべきであるというふうに考えております。当局におかれても、信頼関係を構築するということもしっかり理解していただいとしておりますし、今後もさらに連携を強めるための施策というのもしっかりと講じていただきたいと思っておりますので、また期待しております。

1項目めが市内建設業者との信頼関係の構築が大切であるということをしつかりと覚えていっておくための第1項目でありましたので、ご答弁を頂きましたので、1項目めは終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、建設業における物価、人件費高騰の影響に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）建設業における物価、人件費高騰の影響についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から2年半が経過、全世界に広がり、日本でも連日多数の感染者が確認されており、経済活動にも様々な影響が出ている状況です。

また、本年2月に始まったロシアによるウクライナへの侵攻は激化の一途をたどっており、対ロシア経済制裁によるロシア産石油の供給減少による原油価格の高騰、高止まりが続いており、それに伴う輸送コストの上昇などにより、多くの分野で値上げが続いているところです。

建設業界においても労務費や燃料費、鉄鋼製品などの主要資材費が高騰しており、昨年4月と本年4月の設計単価を比較しても、上昇傾向にあります。

労務費や建設資材費等の全国的な傾向については、経済調査会のホームページなどを参考にしながら把握に努めており、工事などの設計価格は予算計上時及び発注時において、可能な限り最新の資材単価を用いて積算し、算出するよう努めています。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君、再質問ありますか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

壇上でも申し上げたとおり、本市の建設業者のほとんどというのは中小企業に分類されるわけなんですけれども、経営等の現状について経済推進部長はどう認識されておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）経済推進部よりお答えさせていただきます。

議員おただしのとおり、燃料費や資材費の高騰と最低賃金の見直しにより、経費負担が非常に増大している状況の中で経営が困窮している状況であるというふうに認識しております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。もちろん建設業者の方に限ってではないんですけど、橋本市全体でいろいろな諸経費というのが上がっておりますので、今ご質問させていただいたのは本市の建設業者の方に限ってですけれども、やっぱり厳しい経営状況であるというふうな認識をしていただいているというふうに理解いたしました。

それでは再質問させていただきますけれども、燃料や資材費が高騰している中で、工事費の積算に当たっては、直接工事費や間接工事費、一般管理費などに区分して積み上げて

いくようですけれども、その積算の体系を分かりやすく、端的にご説明いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）設計書における積算体系の内容について説明させていただきます。

一般的な土木工事の設計における積算体系は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費及び消費税で構成されています。

直接工事費は、労務費や材料費及び機械経費や水道光熱電力料など直接経費で構成されています。

共通仮設費は、仮設材の運搬費や調査測量に要する準備費、品質管理のための試験に要する技術管理費などで構成されています。

現場管理費及び一般管理費は率計上であり、現場管理費は、現場労働者に係る労務管理費や安全訓練等に要する費用で、現場従事者に係る福利厚生や事務用品、補償費などです。

一般管理費は、会社の従業員に対する法定福利費や機械の維持修繕費、通信費や広告宣伝費などが構成されています。

以上の合計額に消費税を乗じたものが設計価格となっております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

先ほど、そうしたら、壇上の答弁で、工事などの設計価格は可能な限り最新の資材単価を用いて積算、算出するよう努めていますとのことではありますが、先ほど述べていただいた各種の経費を含めて、何を基準に、どのように積算しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）一般的な土木工事においては国及び県の積算基準を使用しており、労務費や資材単価などは県の単価や積算

資料などの刊行物及び見積りによる積算を行っております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。今お答えいただいたように、国・県の積算基準や県の単価や積算資料を基に設計単価を積算していると。

ちなみにですけれども、地方自治という観点から、橋本市独自の設計や積算基準を制定して算出してもよいのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）市独自の積算基準をとということですが、国及び県において積算基準を作成するにあたっては、根拠等の収集・検討に全国的動向などの調査や検討が必要であり、膨大な時間と労力が必要となります。市独自の積算基準を作成するというのは困難と考えております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。地方自治という観点からお伺いしたんですけれども、やっぱり難しいというご答弁なんですけれども、国や県などの資料は根拠等の収集・検討、それと全国的動向などの調査や検討に基づくものであるというお答えでした。

そして、その資料を使った設計価格の積算方法については適正な積算と言えますか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）積算が適正かというところなんですけど、本年5月からも県からの通達で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についてという通達があります。請負代金の設定の際の原材料費の最新の取引価格を適切に反映するための対応内容等も記載されております。

本市としてはこの通達を受け、適切に請負

代金を設定するように努めていきます。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）そうしたら、県の通達のとおり適切に努めるということは、その県の通達どおり、その資料を基に積算するというのは適切な積算であるということで認識してよろしいですか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）そのように認識していただいて結構でございます。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今お答えいただきました橋本市の設計価格の積算方法は、県の通達に沿って資料を基に積算をしているということでありますので、適正な積算といえるご答弁を頂いたわけでございます。

それでは、公共工事の積算に当たっては適正に行うということがやはり求められているわけなんですけれども、今の橋本市においては、ほとんどの自治体がそうであるように、独自の基準がありませんので、国や県、その他経済調査会などが提供します資料を参考に積算するということが適正であるという考え方をここで確認したわけでございます。

それでは、また質問させていただきますけど、適正に積算するという考えの下に、今後とも価格の変動があれば、できるだけ速やかに反映するように心がけていただきたいというふうには思っております。

2項目めは、設計価格は適正に積算しているというふうに確認もさせていただきましたので、もう次の質問についてはこの辺にさせていただいて、2項目を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目3、建設業者支援策の整備及び、令和5年度予算における物価高騰を見越した十分な予算措置に

に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）建設業者支援策の整備及び、令和5年度予算における物価高騰を見越した十分な予算措置についてお答えします。

まず、建設業者に対する支援策についてですが、本年4月から、コロナ禍における物価高騰により影響を受けた生活者や事業者への支援にも対応できることになった、国の新型コロナウイルス感染症対応臨時特例交付金を活用した事業について、本市では、生活者支援と併せ、広く市内での経済循環を目的とした市民一人当たり5,000円的生活応援クーポンの発行などを行っており、議員おただしのおとり、直接的に建設業者の経営支援に関する事業は行っていません。

物価高騰については、電気や燃料はもとより、各事業資材、食品の原材料に至るまで多岐にわたっており、また、多業種に影響を与える問題となっています。

したがいまして、本市としましては、今後、国や県などの動向を見据えつつ対応を検討する必要があることから、現状では建設事業者への経営支援を行う予定はありません。

次に、公共工事における物価高騰の影響分を次年度予算編成において対応してほしいとおただしですが、公共工事における設計に使用する労務や資機材の単価については、国の基準や県の通達等を基に工事設計を行っているところです。また、急激な物価上昇に対しては、各種スライド条項を適用するなど、適切に対応したいと考えています。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君、再質問ありますか。

1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

います。

大項目の2で、再質問の中で経済推進部長にご答弁いただいたわけなんですけれども、市内の建設業者においてはやっぱり厳しい経営状況であるというふうなことであったと思うんですけれども、総務部長のご答弁はそれに相反するご答弁になっているように感じております。

厳しい経営状況でもあるにもかかわらず、直接的な建設業者への経営支援事業というのは行ってこなかったですし、これからも予定がないとのことであります。他業種においてはいろいろな支援を講じてきた実績を考えますと、建設業者に対してはやっぱり少し気の毒ではないのかなというふうに思うわけなんです。これはあくまでも私見なんですけれども。

何をどのような支援がいいのかについては、やはり直接的には難しいというふうには感じるんですけれども、これからも支援策を講じるつもりがないというのであれば、現在、ウクライナ危機とか燃料費、資機材の高騰等が反映される、入札価格の適正化に向けた見直しなどを早急に検討すべきではないのかなというふうに思うわけです。それを見直すことが、大きな項目にもありますように、建設業者の支援策につながるというふうに私は思うんです。

入札価格というのは予定価格等、もう最低制限価格、本市の場合ですと下限価格と言われるものでありますけれども、今から少しお時間をいただいて、建設工事の入札におけます全国的な傾向と県内自治体の状況等について、少し画像を使ってご説明をさせていただきたいと思います。もちろん、当局側においてはもう十分認識していただいていると思いますので、釈迦に説法となりますけれども、少しお時間を頂きたいと思います。

それでは、画像のほうをお願いいたします。

ちょっと見にくいんですけど、これは令和4年3月9日、各都道府県知事、そして各指定都市市長長宛てに総務省と国土交通省から通達が来ております。これは何の通達かといいますと、「ダンピング対策のさらなる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」ということでできております。

そもそもダンピング受注というのは、その請負金額の額によっては公共工事の適切な施工が通常見込まれない契約の締結を言います。要は工事の手抜きを招く、また、その品質の低下が懸念される、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があるということで通達が来ているわけなんですけれども、そうしたら、ダンピングの対策の強化についてですけれども、朗読させていただくんですけれども、そうしたらどうしたらいいかというと、やはりこの低入札価格制度または最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによってダンピング受注の排除を図ること、低入札価格調査制度または最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

それでは、どうすればいいかというと、今般の中央公契連モデルを適正に見直すことという通達が来ておるわけであります。そうしたら、この中央公契連モデルというのはどうということかといいますと、国の主な発注機関でつくります中央公共工事契約制度運用連絡協議会がこの中央公契連というものであります。

そのモデルというのは、その協議会の入札における算定式を表すものであります。この制度を導入するということはダンピング対策の強化につながるため、未導入の地方公共団体にあっては早急に制度を導入してくださいというような、一応、通達となっております。

そして、これがこの中央公契連モデルを使った設計価格の計算式なんですけど、この計算式を使った入札制度にすることで、燃料費、資材費、機械経費、労務費、あらゆる高騰に対応できるのではないのかなというふうに考えておるわけでございます。

そうしたときに、これをそうしたら全国的に導入している、中央公契連モデルを導入している自治体、この左なんですけど、市・区、これは795分の741、全国平均で約93%がこの中央公契連モデルというのを採用して、ダンピング対策に取り組んでおります。

そうしたときに、和歌山県下ではどうかといったところです。私自身は各市町村のホームページ、公表しているところを調査させていただきました。ホームページの中で確認できない自治体については直接電話で問い合わせさせていただいた中で、和歌山県下でこの中央公契連モデルを採用している自治体はもう約9割。約9割はこの中央公契連モデルを採用しているというようなデータとなっております。

そうしたときに、それを前提としてまた再質問させていただくんですけれども、公共工事の適正な履行を考えたときに、直接現場を預かる建設部長と水道環境部長として、今、説明させていただいた中央公契連モデルの最低制限価格等に対する設定について、何か思うことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）最低制限価格の設定については、本市では、ちょっと私そこは詳しくないんですけど。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今のご質問にお答えします。入札制度全般を預かっておるのが本市では総務部総務課になりますので、お答えさせていただきます。

最低制限価格の設定方法というのが、議員先ほど図で示していただきましたとおり、中央公契連モデルを使用している団体が非常に多いというのが現状あるという認識はしてございます。

本市の場合は、変動型の最低制限価格制度というのを導入していることから、下限価格を設定した上で、その下限の範囲の中で、事業者の応札額に応じて最低制限価格が変動するというような設定方法になっておりますので、この内容の一番肝となるところは、市、行政がその価格を決めるのではなくて、事業者が応札することによって変動して適正な価格を決定すると、こういうようなところの考え方に基づいたところでございます。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）全く的確なご答弁ありがとうございます。

そうしたら、またもう一点お伺いするんですけど、仮にこの設計価格が、1,000万円、5,000万円、1億円の工事の場合、中央公契連モデルで積算するとなると、今、変動型最低制限価格ということをおっしゃっていただいたんですけども、それはそれぞれ何%になるのか、お答えいただけますか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今のおただしにお答えします。

現状、先ほどから答弁させていただきましたとおり、1項目、2項目と、建設協会と市

の連携の話から始まりまして、何が適正なのかというところに行くとは思いますが、地方公契連モデルは年々、ご承知のとおり、率が変わってきておるような状況でございます。今回も令和4年4月1日から一般管理費の積算の率を5.5から6.8ですか、に上げるというようなモデルとなっております。その認識はございます。そんな中で、本市の下限価格を設定するための設定率に関しては85%というところになってございます。

ただ今のご質問の中で、中央公契連モデルでの算定はどのぐらいになるのかというご質問だったと思うんですが、当然、どの程度の率が最低制限価格として今現状正しいのかというのを知っておく必要がございますので、平成20年度の中央公契連モデルの率から、本市の平均落札率と比較しつつ、私のほうでも検証はいたしました。

令和4年度においても、どの程度になるのかという数字は、様々な工事、土木工事、建設工事、水道工事、下水道工事等はございますが、それぞれの工事ではやはり内容が、内容がと申しますか、率自体は変わってくるところでございます。試算はしたんですけども、基本的にはこの数値、いわゆる最低制限価格の、何というんですか、公表につきましては、実際に入札が行われているわけではないんですが、基本的には事後公表というのが基本となっておりますところから、現在この場で、それぞれの工事内容についてどの程度になるのかというのをお答えするのは控えさせていただきます。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）総務部長がおっしゃる事情というのはしっかり分かるんですけど、先ほど建設部長からもお答えいただいた直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の数式を基に計算していけば、最低制限

価格はすぐ出てきます。その辺は算出しているんですけど、公表はちょっと控えたいということでもありますので、それでは私から概ねこれぐらいということをお話しさせていただくんですけど、私ごとなんですけど、昨年、1級土木施工管理技士の勉強をする機会がございまして、私なりに計算させていただいたんですけど、仮に道路改良工事の設計価格が1,000万円の場合、落札率は92%となります。これはあくまでも私の計算なので、概ね間違っていないと思うんですけど、落札率は92%です。

それではまた、再度お伺いしますけれども、令和2年度、令和3年度における橋本市の工事希望型の平均落札率というのはそれぞれ何%か。それと、橋本市が設定しておられます下限価格というのは何%か、お答えいただけたらと思います。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）工事希望型の競争入札での内容のおたしだだったと思います。

令和2年度におきましては落札率の平均は86.48%、令和3年度におけます落札率の平均は85.23%となっております。

また、工事希望型入札におけます令和2年及び3年の下限価格の率の設定につきましては、いずれも予定価格の85%として算定しております。

以上です。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）ありがとうございました。

それでは、もう一点またお伺いするんですけど、橋本市の下限価格の設定基準値の過去からの推移と、そして、県の最低制限価格との対比をお示しいただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）平成18年6月から

というところでございますが、工事希望型競争入札制度を運用するに当たりまして、制限内変動型最低制限価格制度を採用することとなっております。先ほど申したとおりなんですけど、

その際、下限価格を設定しておりまして、このときの下限価格の設定率の推移でございますが、導入当初の平成18年度では予定価格の3分の2を乗じた額、平成21年度に予定価格の80%を乗じた額に変更しまして、平成25年度には予定価格に82%を乗じた額、また、平成27年度に予定価格に85%を乗じた額に改正し、現在に至っております。

また、県との比較ということでご質問を頂戴したと思うんですが、和歌山県に関しましては、先ほど議員のほうからもご紹介いただいた中央公契連モデルのちょっと独自改良型と申しますか、少し変更したような態様というんですか計算方法を用いておりますので、最低制限価格の算定方法となります。

今、申し上げたのは下限価格の算定方法となりますので、もともと比べる性質が異なりますので、一概に比較というようなことができないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）一概には、最低制限価格と下限価格というのは性質が違いますので、比較できないというのは一定理解できるんですけど、それにおいても本市は平成27年度に下限価格を85%に改正して、8年間は変わらず現状に至っているというのは変わらない事実であります。橋本市の最低制限価格は変動型であるというものの、実質的には下限価格に近い数字で落札となっております。

そんな中、令和4年6月の定例会において、総務委員会の報告資料の中で報告いただいている工事希望型の入札なんですけれども、こ

れは報告していただいているのでお話しさせてもらってもいいのかなと思うんですけど、その中で工種別データ、土木、建築、水道施設工事とあるんですけど、予定価格はそれぞれ単価が、設定価格が違いますのでそれぞれ違うんですけども、14工事ある中で落札率というのは一定示しております、14のうち10が85.0%の落札率、そのほかですと85.6、85.1、87.2という数字ですよ。

一応、総務部長がおっしゃられたように、変動型を橋本市は採用しているということなんですけど、落札にあたってはやっぱりその基準値を、入札してもらった方々が基準値を決めて一番低い値を落札者と決めるわけなんですけど、そうしたときに、なぜ、そうしたらこの85.0%というのが14分の10で起こってくるのかということ考えたときに、先ほどもお答えいただいたように、適切に積算して、見積りをして、事業者それぞれがもちろん入札を行うというのは、それはもちろん理解できます。

当局の言う、おっしゃるそのとおりなんですけれども、でも、現実的にこの数字を見たときに、その道理がまかり通っているのかといったときに、現場として、現場の社長として仕事を取りに行くとするれば、やはり下限価格に合わせていくと思うんです。

部長がおっしゃるような一定のライン、それは正当な理由で十分理解できます。でも、それが通ってないからこの85.0という、14分の10が85.0になっているんじゃないかと思うんです。

やはり仕事を取っていく。それは正当なおおり、うちは88%、うちは90%、見積りでこれぐらいは必要やというので入れて、きちっとした形で入札して当然したらいいんですけど、現実それではできないので、85.0の下限価格に合わせて入札をしてから、そうしたら

どうしていくかと考えたときに、地元の資材屋とか下請業者に、泣いてもらうと言いは悪いんですけど、そういう形の仕事を、昨年度のこの数字を見れば一目瞭然じゃないですか。

そうしたら、見積りをして、建築のほうでもしっかりと設計単価というのは適正に行っているから入札制度のほうも、和歌山県でも90%が中央公契連モデルを使っている、それは適切であると私は思うんですけど、それに準じていただくといいのですが、当たり前のことといたたらおかしいんですけど、それに準じていただくといい、国のほうからもダンピングの対策ということで、それに準じていただきたいということで通達が来ているわけなんですけど、そうしたら、橋本市独自の下限価格の設定の入札制度なんですけれども、85%と設定した根拠についてはお聞かせいただけますか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）下限価格を85%に設定している根拠というところではありますが、先ほどから説明させていただいておりますとおり、本市においては最低制限価格の変動型を用いて設定しております。下限の率は今現状、変動型を用いない場合の設定方法も最低制限価格の設定方法についても、最低制限価格設定事務取扱要綱で方法を定めているところでございます。

その中で積算させていただいた額が100分の90を超える場合は100分の90、70に満たない場合にあっては100分の70を適用することとなると定めておまして、設定の範囲が100分の70から100分の90までの額で設定することからおおきく100分の85というところを設定しているところでありまして、これに関しましては明確な根拠はございません。

最低制限価格を設定した場合に適用する、

先ほど申しました設定方法の範囲を適用して下限価格を現在設定しているというところでございます。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）先ほどからお話ししているように、中央公契連モデルというような数式があって、しっかりと根拠の下で計算していただいているというわけではないですね、結局。その明確な根拠がないというようなことで認識したわけなんですけれども、2項目めでも、建設部長から適切な設計価格の算出に努めているというような中で、やはりもう先ほどから私が言っているとおり、もう入札制度も国・県に準じて適切な入札価格を設定するべきであるというふうに考えております。

橋本市独自の下限価格の設定については、間違っているというわけではないんです。否定するものではないんですけれども、85%というのはもう平成27年からもう続いてきているわけで、もう今のこの時代の中でそぐわんようになってきているんじゃないかなということで、今ご提案させてもらっている。

ずっと間違った入札制度をやってきたということではないんです。この時代の中でやっぱり新しい制度に見直す時期が来たんじゃないかということで、今回お話しさせていただいているわけなんです。

中央公契連モデルに準じた適切な入札価格を設定することによって、先ほどからも話をしてるように、ダンピング対策につながると考えますし、制度の見直しを何とぞもう前向きに検討していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（小林 弘君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）下限価格の見直しというふうなお話ですけど、先ほど85%の根拠というふうなお話がありましたけれども、その当時、財政状況が非常に厳しい、もう最悪

の状況の中でこの下限価格の引上げを行いました。そういう中で、財政状況が許せる範囲の上限が85%ということで設定したように記憶しております。

それで、現在、建設事業者の困窮というような話も出ましたし、県の、また、国のそういった契約のモデルもございますので、市の財政状況、それと、やはり私ども危惧しますのは、あやの台北部の工事がこれからまだまだたくさんありますので、その入札価格が上がってしまいますと販売価格にも影響が出ますので、そういった状況も踏まえて、内部で入札契約検討の委員会がありますので、そちらのほうで慎重に審議したいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）副市長のおっしゃるのは十分分かります。価格に反映されたらということも分かりますし、入札の検討委員会のほうにも諮っていただくというふうなお話も頂いたわけなんですけど、慎重にというのはもちろんそうなんですけど、今までもお話しさせてもらったように、その時代にはそぐわんようになってきた場合は、やっぱり調査の中で見直していくべきであるというふうに思いますので、しっかりともう一度ご答弁いただきたいんですけれども、前向きに検討していただけるものなのか否か、お伺ひいたします。

○議長（小林 弘君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）繰り返しになりますけれども、いろんな状況、財政状況ですとか業者の状況ですとか、今後の影響も十分加味して、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）1番 岡本君。

○1番（岡本安弘君）なかなかお答えも、お答えにくいというふうにも思います。これ以

上また質問しても堂々巡りになりますし、一応、慎重にということも中で、また検討委員会のほうでも検討していただけるということでもありますので、私個人としてはもう今、副市長のお言葉を前向きに検討していただけるものであるというふうに勝手に解釈させていただきたいなというふうに思います。

それで、最後にですけれども、橋本市の建設業者は、やっぱり将来的にも健全な成長を遂げていくことで、1項目めに挙げました、災害時にも安定した対応を確保できることにつながります。市民の皆さんにも少しでも安全で安心な生活を送れる環境が整うものであると考えております。

そして、2項目めでおただししたとおり、建設業者の健全な成長には、やはり工事費用の算出をはじめ、適切な工事価格や設計変更が不可欠であるというふうに思います。そして、下限価格の設定、また、最低制限価格の見直しについては速やかに検討していただけるものと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

私はあくまでも、適正な入札価格に見直しを行うことが将来的な建設業の健全な成長、つまりは建設業における働き方改革であったり、また、DX等を踏まえた設備投資、新分野への進出などにつながるとともに、何よりも市と建設業者との信頼関係につながると確信しておりますので、前向きにそのような方向に進めていただくことを切に要望いたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君） 1番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時15分まで休憩いたします。

（午後0時13分 休憩）
